

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 5 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 終了年月日 令和 7 年 3 月 14 日
- 3 作業地域 佐賀市全域、鳥栖市全域、神埼市全域、神埼郡吉野ヶ里町全域
並びに三養基郡基山町全域、上峰町全域及びみやき町全域